

議案第59号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童福祉施設及びその職員が書面により行うこととされている記録、作成等を電磁的記録により行うことができる旨の規定の整備その他の規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第100条」の次に「・第101条」を加える。

第89条第1項各号列記以外の部分中「児童自立支援専門員養成所（以下この項において「養成所」を「人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」に改め、同項第3号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

第100条を第101条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第100条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第89条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第89条に規定する児童自立支援専門員養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者については、この条例による改正後の第89条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者とみなす。